

## 固定資産税・軽自動車税などに関するお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

## 軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために軽自動車を使用する方は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免を受けられます。

## 新規申請

5月31日(火)までに税務課で申請してください。

## ■対象軽自動車

- ・身体障がいまたは精神障がいのある方が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がいまたは精神障がいのある方のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・身体障がいのある方などの利用に供する構造の軽自動車

## ■お持ちいただく物

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
  - ・運転する方の免許証
  - ・車検証のコピー
  - ・令和4年度の軽自動車税（種別割）納税通知書
  - ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※構造による減免を受ける方は、軽自動車の側面と後面の写真（後面はナンバーが写っているもの）をお持ちください。  
※手帳所有者または運転する方以外が納税義務者の場合、本人確認書類も必要です。

## ■申請期間

5月6日(金)～31日(火)

## ■注意事項

- ・軽自動車税を納付済みの場合は、減免を受けられません
- ・減免を受けることができる軽自動車は、障がいのある方1人につき1台です
- ・普通自動車も所有している方で、自動車税（種別割）の減免を受けている場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません

## 継続申請

すでに減免を受けている方には、軽自動車税（種別割）現況報告書兼減免継続申請書を郵送してありますので、ご提出ください。

## 納税通知書を発送します

## 固定資産税・都市計画税

納税通知書と課税明細書を合わせて送付します（所有する土地の筆数、家屋の棟数の合計が16件を超える方には別送します）。

課税物件に誤りがないかご確認ください。

■発送日 5月6日(金)

■納期限・口座振替日（全期前納分と第1期分）  
5月31日(火)

## 軽自動車税（種別割）

■発送日 5月6日(金)

■納期限・口座振替日 5月31日(火)

税務相談



## 車検用納税証明書の発行

令和4年度軽自動車税の車検用納税証明書は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課にて無料で発行できます。申請時は、車検証（写し可）をお持ちください。

## 軽自動車税を口座振替している方へ

口座振替利用者への車検用納税証明書の送付は、6月中旬頃となります。

車検は、有効期限の1か月前から受けられます。車検の有効期限が5月31日から6月中旬頃にあたる方は、令和3年度の車検用納税証明書で、5月30日(月)までに車検を受けてください。

## 軽自動車税をキャッシュレス決済で納付する方へ

軽自動車税(種別割)をPayPayやLINE Pay、クレジットカードで納税する場合、領収書は発行されません。

納付期限内の納付に限り、車検用納税証明書を6月中旬頃に送付します。車検を受けるまでに日がない場合は、コンビニや金融機関の窓口で、現金で納付してください。

## 自動車税(種別割)の納期限は5月31日です

自動車税(種別割)は、コンビニや金融機関、県税事務所の窓口での納付のほか、スマートフォン決済アプリ(PayPayやLINE Pay)、クレジットカードでもお支払いできます。

## 自動車税の減免

心身に障がいのある方に対しては、障がいの程度など、一定の要件のもとに減免制度があります。

詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 県税事務所 ☎0282(23)3411